



鳥取県公報

平成 23 年 8 月 23 日 (火)
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例 (49) (教育委員会教育総務課)	3
◇ 規 則	鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (54) (子育て応援課)	5
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (6) (高等学校課)	6
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令 (3) (教育総務課)	7
◇ 教委告示	平成24年度鳥取県立高等学校募集生徒数 (16) (高等学校課)	9

=====
公布された条例のあらまし

◇鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

スポーツ振興法が全部改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県教育審議会条例の一部改正

鳥取県教育審議会の所掌事務について定めた規定中、引用しているスポーツ振興法の法律名及び根拠条項を改める。

(2) 鳥取県税条例の一部改正

ゴルフ場利用税の税率の特例について定めた規定中、引用しているスポーツ振興法の法律名及び根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、平成23年8月24日とする。

=====
公布された規則のあらまし

◇鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

厚生労働省が定める指定保育士養成施設の指定及び運営の基準の改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 教養科目のうち、スポーツ学及びスポーツ実技は、必ず選択する旨明示する。

(2) 選択必修科目のうち、保育実習に関する科目の選択方法を改める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 8 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項(スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第5項の規定に基づき条例で定めるとされる事項を含む。)を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 3 条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県税条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対し</p>	<p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対し</p>

<p>て課するゴルフ場利用税の税率は、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項に規定する税率の 2 分の 1 とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第 1 項</u>に規定する国民体育大会(以下「国民体育大会」という。)及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>て課するゴルフ場利用税の税率は、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項に規定する税率の 2 分の 1 とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第 6 条</u>に規定する国民体育大会(以下「国民体育大会」という。)及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p> <p>2 及び 3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成23年 8 月24日から施行する。

規 則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（修業教科目及び単位数）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 選択必修科目のうち、各年度に開講する科目は、 院長が定める。</u></p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p><u>1 教養科目のうち、スポーツ学及びスポーツ実 技は、必ず修得するものとする。</u></p> <p><u>2 選択必修科目のうち、次のいずれかの科目 は、必ず修得するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(1) 保育実習 及び保育実習指導</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(2) 保育実習 及び保育実習指導</u></p> <p>3 略</p>	<p>（修業教科目及び単位数）</p> <p>第6条 略</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p><u>1 選択必修科目のうち、保育実習 又は保育実 習 については、いずれか1科目2単位を選択 するものとする。</u></p> <p><u>2 選択必修科目のうち、各年度に開講する科目 は、別に定める。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月23日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第 6 号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前							
別表（第 3 条関係） 1 高等学校							別表（第 3 条関係） 1 高等学校							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	3 年	570人	略	鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	3 年	608人	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
鳥取湖陵高等学校	全日制課程	家庭学科	人間環境科	3 年	152人	略	鳥取湖陵高等学校	全日制課程	家庭学科	人間環境科	3 年	190人	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
八頭高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	800人	略	八頭高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	760人	略	略
		国際英語学科	国際英語科	3 年	40人				国際英語学科	国際英語科	3 年	80人		
		理数学科	理数科	3 年	40人				理数学科	理数科	3 年	80人		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	640人	略	倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	680人	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
倉吉農業高等学校	全日制課程	農業学科	生物生産科	3 年	38人	略	倉吉農業高等学校	全日制課程	農業学科	生物生産科	3 年	76人	略	略
			園芸科	3 年	38人				園芸科	3 年	76人			
			環境科学科	3 年	38人				環境科学科	3 年	76人			
			環境土木科	3 年	38人				環境土木科	3 年	76人			
			生物科	3 年	76人				生物科	3 年	38人			
			食品科	3 年	76人				食品科	3 年	38人			
			環境科	3 年	76人				環境科	3 年	38人			
			機械システム科	3 年	38人				機械システム科	3 年	76人			
倉吉総合産業高等学校	全日制課程	工業学科	電気システム科	3 年	38人	略	倉吉総合産業高等学校	全日制課程	工業学科	電気システム科	3 年	76人	略	略
			機械科	3 年	76人				機械科	3 年	38人			
			電気科	3 年	76人				電気科	3 年	38人			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
境高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	640人	略	境高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	3 年	680人	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
境総合技術高等学校	全日制課程	水産学科	食品科	3 年	38人	略	境総合技術高等学校	全日制課程	水産学科	食品科	3 年	76人	略	略
			食品・ビジネス科	3 年	76人				食品・ビジネス科	3 年	38人			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	商業学科	ビジネス科	3 年	38人	略	略	略	商業学科	ビジネス科	3 年	76人	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
2 略							2 略							

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 8 月23日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第3 1～11 略 12 スポーツ健康教育課					別表第3 1～11 略 12 スポーツ健康教育課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長 等	課 長 等				課 長 等	課 長 等
略					略				
四 <u>ス</u> ポーツ基本法（平成23年法律第78号）に関する事務	1 同法第10条第1項の規定によるスポーツの推進に関する計画の決定				四 <u>ス</u> ポーツ振興法（昭和36年法律第141号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同法第4条第3項の規定による県の実情に即したスポーツの振興の計画の決定 (2) 同法第4条第4項によるスポーツの振興の計画の策定に係			

略	略	略	る鳥取県教育審 議会の意見聴取	略
略	略	略	略	略

附 則

この訓令は、平成23年 8 月24日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第16号

平成24年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成23年 8 月23日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

1 全日制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	280人
	理数学科	理数科	40人
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	320人
鳥取商業高等学校	商業学科	商業科	190人
鳥取工業高等学校	工業学科	機械科	38人
		電気科	38人
		制御・情報科	38人
		建設工学科	38人
	理数工学科	理数工学科	38人
鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科	38人
		緑地デザイン科	38人
	工業学科	電子機械科	38人
	家庭学科	人間環境科	38人
	情報学科	情報科学科	38人
青谷高等学校	総合学科		152人
岩美高等学校	普通学科	普通科	114人
八頭高等学校	普通学科	普通科	280人。 ただし、総合コース160人、 体育コース40人、 探究文科コース40人、 探究理科コース40人と する。
智頭農林高等学校	農業学科	園芸科学科	} 80人
		森林科学科	
		生活環境科	
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	200人
倉吉西高等学校	普通学科	普通科	160人
		生物科	38人

倉吉農業高等学校	農 業 学 科	食 品 科	38人
		環 境 科	38人
倉吉総合産業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 科	38人
	家 庭 学 科	生 活 デ ザ イ ン 科	38人
	情 報 学 科	情 報 科	38人
鳥取中央育英高等学校	普 通 学 科	普 通 科	160人。 ただし、普通コース120人、体育コース40人とする。
米子東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人。 ただし、生命科学コース40人、普通コース280人とする。
米子西高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人
米子高等学校	総 合 学 科		152人
米子南高等学校	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 情 報 科	114人
	家 庭 学 科	生 活 文 化 科	38人。 ただし、環境文化コース18人、調理コース20人とする。
米子工業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
		情 報 電 子 科	38人
		都 市 環 境 科	38人。 ただし、建設コース、環境化学コース各19人とする。
		建 築 科	38人
境高等学校	普 通 学 科	普 通 科	200人
境港総合技術高等学校	水 産 学 科	海 洋 科	38人
		食 品 ・ ビ ジ ネ ス 科	38人
	工 業 学 科	機 械 科	38人
		電 気 電 子 科	38人
	福 祉 学 科	福 祉 科	38人
日野高等学校	総 合 学 科		114人
(全日制課程 計)			4,298人

2 定時制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	総 合 学 科		90人。 ただし、夜間20人、夜間以外70人とする。
倉吉東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	40人
米子東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	30人
米子白鳳高等学校	総 合 学 科		60人
(定時制課程 計)			220人

3 通信制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	普 通 学 科	普 通 科	約 80人
米子白鳳高等学校	普 通 学 科	普 通 科	約 80人
(通信制課程 計)			約160人